

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																												
1	別表第 2（第12条、第23条関係） 1 法第 5 条第 1 項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>420円</u></td></tr></table> 2 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>380円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>175円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</td><td>[略]</td><td><u>455円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	区 分	単 位	使用料	[略]			公園施設の管理	[略]	<u>420円</u>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>380円</u>	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>175円</u>	[略]			郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>455円</u>	[略]			別表第 2（第12条、第23条関係） 1 法第 5 条第 1 項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>430円</u></td></tr></table> 2 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>390円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>180円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</td><td>[略]</td><td><u>465円</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	区 分	単 位	使用料	[略]			公園施設の管理	[略]	<u>430円</u>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>390円</u>	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>180円</u>	[略]			郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>465円</u>	[略]		
区 分	単 位	使用料																																																												
[略]																																																														
公園施設の管理	[略]	<u>420円</u>																																																												
区 分	単 位	使用料																																																												
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>380円</u>																																																												
[略]																																																														
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>175円</u>																																																												
[略]																																																														
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>455円</u>																																																												
[略]																																																														
区 分	単 位	使用料																																																												
[略]																																																														
公園施設の管理	[略]	<u>430円</u>																																																												
区 分	単 位	使用料																																																												
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>390円</u>																																																												
[略]																																																														
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>180円</u>																																																												
[略]																																																														
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>465円</u>																																																												
[略]																																																														

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,260円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>420円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>8,400円</u>
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]		<u>4,200円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分		単 位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
				一 般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」と	1日までごとに	円 <u>62,450</u>	円 <u>21,090</u>	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては <u>5,360円</u> 、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート
		半日までごとに	午前	<u>22,230</u>	<u>7,610</u>	
			午後	<u>40,220</u>	<u>13,480</u>	

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,290円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>430円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>8,600円</u>
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]		<u>4,300円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分		単 位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
				一 般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」と	1日までごとに	円 <u>63,890</u>	円 <u>21,570</u>	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては <u>5,480円</u> 、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート
		半日までごとに	午前	<u>22,740</u>	<u>7,780</u>	
			午後	<u>41,140</u>	<u>13,790</u>	

		いう。) を徴収する場合					にあつては <u>1,060円</u>
		入場料等を徴収しない場合	1日までごとに		<u>21,090</u>	<u>10,610</u>	2 審判用具 1式につき <u>1,930円</u>
			半日	午前	<u>7,610</u>	<u>3,870</u>	
			まで	午後	<u>13,480</u>	<u>6,740</u>	
		[略]					
補助競技場		[略]			<u>610</u>	<u>240</u>	3 陸上競技用具 1件につき <u>390円</u> の範囲内で知事が定める額（当該使用料の合計額が <u>12,850円</u> を超える場合は、 <u>12,850円</u> ）
野球場		[略]			<u>680</u>	<u>350</u>	
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]		<u>51,250</u>	<u>19,970</u>	4 テント 1日までごとに1張につき <u>320円</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに		<u>2,420</u>	<u>1,200</u>	5 [略]
			1時間までごとに半面ごとに		<u>1,210</u>	<u>610</u>	6 全自動電気計時装置 1日までごとに1式につき <u>2,490円</u>
	第2	入場料等を徴収する場合	[略]		<u>11,380</u>	<u>4,620</u>	7～9 [略]

		いう。 ）を徴収する場合					にあっては <u>1,080円</u>	
		入 場 料 等を徴収しない場合	1 日ま でごと		<u>21,570</u>	<u>10,850</u>	2 審判用具 1 式につ	
			半 日 ま だ ご と	午 前	<u>7,780</u>	<u>3,960</u>	3 陸上競技用具 1 件につ	
				午 後	<u>13,790</u>	<u>6,890</u>	<u>400円</u> の範囲 内で知事が定 める額（当該 使用料の合計 額が <u>13,140円</u> を超える場合 は、 <u>13,140円</u> ）	
		[略]						4 テント 1 日ま でごと
補助競 技場		[略]			<u>620</u>	<u>250</u>	5 [略]	
野球場		[略]			<u>700</u>	<u>360</u>	6 全自動電気 計時装置 1 日ま でごと	
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場	第 1 グ ラ ウ ン ド	入場料等を 徴収する場 合	[略]		<u>52,430</u>	<u>20,430</u>	7 7 ～ 9 [略]	
		入場料等を 徴収しない 場合	1 時間ま でごとに 1 面ごと に		<u>2,480</u>	<u>1,230</u>		
			1 時間ま でごとに 半面ごと に		<u>1,240</u>	<u>620</u>		
	第 2	入場料等を 徴収する場	[略]		<u>11,640</u>	<u>4,730</u>		

	グラウンド	合			
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>530</u>	<u>280</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>280</u>	<u>140</u>
テニスコート		入場料等を徴収する場合	[略]	<u>8,050</u>	<u>4,250</u>
		入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>690</u>	<u>350</u>
スポーツライミング競技場		貸切使用の場合	[略]	<u>240</u>	[略]
		個人使用の場合	[略]		<u>60</u>

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円	円
			<u>1,120</u>	<u>550</u>

	グラウンド	合			
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>540</u>	<u>290</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>290</u>	<u>150</u>
テニスコート		入場料等を徴収する場合	[略]	<u>8,230</u>	<u>4,350</u>
		入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>710</u>	<u>360</u>
スポーツライミング競技場		貸切使用の場合	[略]	<u>250</u>	[略]
		個人使用の場合	[略]		<u>70</u>

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円	円
			<u>1,150</u>	<u>560</u>

運動広場	[略]	<u>670</u>	<u>330</u>
------	-----	------------	------------

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備 の使用料
				土曜日及 び休日	その他の 日	
通常 使用 （1 回に つき ）	一般	5月1 日から 10月31 日までの期間	9ホール以下 の使用 の場合	円 <u>4,500</u>	円 <u>3,500</u>	電動カート 1台につき <u>1,760円</u> の範 囲内で知事 が定める額
			10ホール以上 の使用 の場合	<u>5,800</u>	<u>4,500</u>	
		その他の期間		<u>4,500</u>	<u>3,500</u>	
	学生	9ホール以下の 使用の場合	<u>3,500</u>	<u>2,400</u>		
		10ホール以上の 使用の場合	<u>4,500</u>	<u>3,500</u>		
	高等学 校生徒	[略]				
		10ホール以上の 使用の場合	<u>2,900</u>	[略]		
	中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]				
		10ホール以上の 使用の場合	<u>2,400</u>	[略]		
	特例使用（	5月1	9ホー	<u>3,500</u>	<u>2,400</u>	

運動広場	[略]	<u>690</u>	<u>340</u>
------	-----	------------	------------

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備 の使用料	
				土曜日及 び休日	その他の 日		
通常 使用 （1 回に つき ）	一般	5月1 日から 10月31 日までの期間	9ホール以下 の使用 の場合	円 <u>4,600</u>	円 <u>3,600</u>	電動カート 1台につき <u>1,800円</u> の範 囲内で知事 が定める額	
			10ホール以上 の使用 の場合	<u>5,900</u>	<u>4,600</u>		
		その他の期間		<u>4,600</u>	<u>3,600</u>		
	学生	9ホール以下の 使用の場合	<u>3,600</u>	<u>2,500</u>			
		10ホール以上の 使用の場合	<u>4,600</u>	<u>3,600</u>			
	高等学校生徒	[略]					
		10ホール以上の 使用の場合	<u>3,000</u>	[略]			
	中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]					
		10ホール以上の 使用の場合	<u>2,500</u>	[略]			
	特例使用（	5月1	9ホー	<u>3,600</u>	<u>2,500</u>		

1 回につき)	日から 10月31 日まで の期間	ル以下 の使用 の場合		
		10ホー ル以上 の使用 の場合	<u>4,500</u>	<u>3,500</u>
	その他の期間		<u>3,500</u>	<u>2,400</u>

備考 1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては4,000円、その他の日にあつては2,900円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高 等学校生徒	中学校生徒及び小 学校児童
1人3時間までごとに	<u>570円</u>	<u>290円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園 施設	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用 料
			一 般	学 生 及	

1 回につき)	日から 10月31 日まで の期間	ル以下 の使用 の場合		
		10ホー ル以上 の使用 の場合	<u>4,600</u>	<u>3,600</u>
	その他の期間		<u>3,600</u>	<u>2,500</u>

備考 1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては4,100円、その他の日にあつては3,000円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高 等学校生徒	中学校生徒及び小 学校児童
1人3時間までごとに	<u>580円</u>	<u>300円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園 施設	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用 料
			一 般	学 生 及	

名				び生徒	
野球場	[略]		円 <u>670</u>	円 <u>330</u>	
テニスコート	[略]		<u>1,120</u>	<u>550</u>	
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>5,910</u>	<u>2,940</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1 日までごとに1艇につき <u>1,040円</u> の範囲内で知事が定める額
	シェルフォア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,370</u>	<u>2,190</u>	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	<u>3,710</u>	<u>1,860</u>	(2) 審判艇 1 日までごとに1艇につき <u>10,280円</u> に燃料の実費相当額を加えた額
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>3,010</u>	<u>1,520</u>	(3) [略]
	カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>1,910</u>	<u>970</u>	2 拡声機 1 日までごとに <u>4,370円</u> 3 競技用備品

名				び生徒	
野球場	[略]		円 <u>690</u>	円 <u>340</u>	
テニスコート	[略]		<u>1,150</u>	<u>560</u>	
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>6,050</u>	<u>3,010</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1 日までごとに1艇につき <u>1,060円</u> の範囲内で知事が定める額
	シェルフォア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,470</u>	<u>2,240</u>	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	<u>3,790</u>	<u>1,900</u>	(2) 審判艇 1 日までごとに1艇につき <u>10,520円</u> に燃料の実費相当額を加えた額
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>3,080</u>	<u>1,550</u>	(3) [略]
	カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>1,950</u>	<u>990</u>	2 拡声機 1 日までごとに <u>4,470円</u> 3 競技用備品

カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	[略]	<u>1,510</u>	<u>750</u>	1日までごとに1件につき <u>3,560円</u> の範囲内で知事が定める額 4 [略]
カナディアンシングルの保管する場合	[略]	<u>1,230</u>	<u>630</u>	
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>1,090</u>	<u>540</u>	
カヤックシングルの保管する場合	[略]	<u>680</u>	<u>350</u>	

[略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単 位	使用料
会議室	[略]	<u>1,440円</u>

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、720円とする。

2 [略]

カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	[略]	<u>1,540</u>	<u>770</u>	1日までごとに1件につき <u>3,640円</u> の範囲内で知事が定める額 4 [略]
カナディアンシングルの保管する場合	[略]	<u>1,260</u>	<u>640</u>	
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>1,110</u>	<u>550</u>	
カヤックシングルの保管する場合	[略]	<u>700</u>	<u>360</u>	

[略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単 位	使用料
会議室	[略]	<u>1,470円</u>

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、735円とする。

2 [略]

2

(園路及び広場)

第2条の5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける

(園路及び広場)

第2条の5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける

場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕	場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。